

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

(開催要領)

- 1 日時 平成29年8月21日（月）13:06～13:47
- 2 場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団渕志会瀬田クリニックグループ代表
委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

込山 愛郎 厚生労働省老健局振興課課長
伊藤 秀俊 厚生労働省老健局振興課課長補佐
吉田 真理 厚生労働省老健局振興課係員

<事務局>

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局参事官
篠崎 敏明 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 選択的介護モデル事業の現状
 - 3 閉会
-

○事務局 それでは、会議を再開いたします。

引き続き、選択的介護（混合介護）モデル事業の現状につきまして、厚生労働省からの説明をお願いいたします。

○八田座長 それでは、お忙しいところ、お越しくださいましてありがとうございました。
早速、御説明をお願いいたします。

○込山課長 着席のままで、恐縮でございます。恐れ入ります。

私は、厚生労働省老健局振興課長をしております、込山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早速でございますけれども、今回、御議論の対象になっております、保険外サービスと

保険内サービスの併用につきまして、現段階での厚生労働省の考え方について、御説明申し上げます。

御案内のとおり、この問題につきましては、規制改革推進会議でも御議論を頂戴しているところでございまして、6月には計画という形で、現段階での一定の結論をいただいているところでございます。規制改革推進会議に当方から提出させていただきました資料をもとに、改めてでございますが、御説明申し上げたいと思います。

それがお配りしている「保険外サービスとの併用について」と題する資料でございます。

基本的な考え方でございますけれども、介護保険制度におきましては、一定ルールのもとで、多様な介護ニーズに対応できるよう、保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することは、本来、認めているところでございますし、また、今後の多様なニーズであったり、事業者さんの経営上の問題等々を考えますと、こういった組み合わせを進めていくことは、非常に大事なことだと考えています。

その上で、一定のルールが必要でございまして、それにつきましては、1つは、介護保険制度でございますので、御案内のとおり、保険料財源、また、国費や都道府県・市町村の財源が入っているといったこと、そういったことで、不必要的支出の拡大に結びつかないようになりますが、本来のメリットになることかどうか、そういった観点で、一定のルールを考えさせていただいています。

具体的には、保険サービスと保険外サービスが明確に区分されていることでございます。枠の中に書いてございますが、保険サービスの提供の一環として提供されるサービスや、保険サービスの提供と関係のないサービスであって、保険サービスと明確に区分されている、きちんと仕分けができるものにつきましては、料金の徴収が認められる、いわゆる併用が認められるということでございます。

一方で、明確に区分ができないような部分につきましては、利用料の徴収は認められないという形、併用を認めないという形で、現在、運用しているところでございます。

また、利用者さん等に、保険外サービスの提供に当たりましては、あらかじめサービスの内容をきちんと説明し、同意を得ていることなどを示しているところでございます。

そういったことでございまして、矢印の先に書いてございますが、不明朗な形での料金徴収がされないようにすること、また、事実上、保険外負担をしないとサービスが受けられない事態を招かないようにすること、保険給付の範囲を超えたサービスが保険請求されるおそれがあることなどを踏まえて、利用者保護の観点から、こういったことをお願いしているところでございます。

次のページでございますが、具体的なものでございますが、保険サービスとの併用を認めているサービスの例でございます。いわゆる明確に区分ができるという観点で、こういったサービスを提示しております。

1つは、追加的なサービスとして、差額を徴収するサービスで、これらにつきましては、それぞれ省令レベルでございますが、運営基準の中で、限定列挙として書かせていただい

ております。

例えば訪問介護につきましては、通常の事業の実施地域以外の地域で行うサービス、その提供に要する交通費ということで、余計にかかる交通費の部分のお支払いをお願いする部分、また、通所介護、デイサービスでございますけれども、これも同様に、通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して、送迎を行うような場合、プラスアルファとして御負担をお願いする費用、またはお食事代やおむつ代など、これらにつきましては、明確に区分ができるということで、費用の徴収を認めているものでございます。

保険サービスとそもそも関係がなく、保険サービスの内容と明確に区分されるサービスとして、配食、利用者以外の家事などといったことも、認めているということでございます。

次のページでございますが、規制改革からも宿題をいただいておりますけれども、今後の検討に当たりまして、以下のような点に留意しつつ、ルールのあり方について、検討を進めることといたしております。

冒頭に申し上げたとおり、利用者の負担が不当に拡大するおそれはないか。要するに上乗せ的な費用を負担しなければ、本体のサービスも受給することができないような事態を招かないようにするといったことも含まれます。こういった負担が不当に広がらないようになります。

トラブルが生じた際の救済をどうするのか。

介護制度の理念たる自立支援・重度化防止を阻害するおそれがないか。介護サービスにつきましては、若干医療とは異なりまして、あればあるだけいいという側面もございますので、一方で、介護保険としては、一定のルールの中で、御本人の自立支援に資するサービスについて提供することになっております。そこののりを越えるような形にならないかどうかといったことも、1つの大きな着眼点になります。

給付費の増加につながるおそれがないかどうか。

こういったルールを緩和した場合における追加の行政コストとのバランスといったことも、考える必要があるということでございます。

次のページにつきましては、例えば訪問介護でございますが、通常の事業範囲を超えるところに訪問する場合の追加的な交通費を徴収することができると、先ほど申し上げましたが、そういったことにつきまして、こちらの運営基準などに規定しているところでございます。

例えばデイサービスなどにつきましても、同じように省令の基準や通知において、そのルールを示させていただいているところでございます。

最後のページでございますけれども、同様の御議論につきまして、先ほども申し上げましたとおり、規制改革実施計画で閣議決定をしております。今後、検討を進めていくことになってございます。

具体的な話で恐縮でございますが、事項が5つほど並んでおります。

一番上の事項でございますけれども、介護保険サービスと保険外サービスの組み合わせに係る新たな通知の発出と周知でございまして、規制改革の内容の欄ですが、a の部分で、訪問介護における保険サービスと保険外サービスの組み合わせに係る現行ルールを整理するということ。この点につきましては、11の a に書いてあることと同じでございますが、そういったルールの整理を29年度中に検討し、結論を得る。30年度上期中に速やかに措置をするということ。10の b でございますが、通所介護、デイサービスにおいても、同様に両サービスの柔軟な組み合わせに係るルールの整備をすること。c でございますが、自費負担と介護保険の保険外サービス、同様のサービスについての価格規制を明確化するといったこと。これらにつきましては、繰り返しですが、29年度中に検討・結論し、30年度上期中に速やかに措置をするとなっています。

一方で、11の項目の b でございますけれども、両サービスの同時一体的な提供のあり方につきまして、下記のような課題を踏まえて検討するとされております。先ほどの説明と重複して恐縮ですが、1つは、自立支援・重度化防止の阻害のおそれにつながらないようにすること、保険給付増加の呼び水とならないようにすること、適正な保険給付を担保するサービスの区分、ケアマネジャーによる適切なマネジメントが必要であるといったこと、そういった課題を踏まえまして、平成29年度に検討を開始する形になっております。これが11の b でございます。

12の部分につきましては、先ほどの10の b で御説明したとおりでございまして、これらにつきましては、29年度に検討・結論を得るとなってございます。

13の部分ですけれども、いわゆる指名料の問題でございます。特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料といった問題、または時期における時間指定料などでございますが、こういった自費負担による上乗せ料金の徴収につきましては、平成29年度に整理を開始することになってございます。

14でございますが、これは先ほど申し上げた10の c に掲げたとおりでございまして、こちらについても、29年度中に検討・結論という形になっております。

今後、調査研究事業なども含めまして、各市町村さんで行われているようなルールを整理いたしまして、現行ルールをきちんと整理するといったこと、その作業に現在着手しているところでございまして、閣議決定でお約束した実施時期を踏まえて、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

雑駁ではございますが、御説明は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から、御質問、御意見はございませんでしょうか。どうぞ。

○鈴木委員 ありがとうございます。

基本的にここは国家戦略特区ですので、規制改革会議の議論とは別に進めたいと思っておりますが、東京都で、今、豊島区のモデルをやっているわけでございますけれども、東京都から御説明もさせていただいておりますが、具体的な話がいろいろ挙がっております

て、それについては、なるべく早く進められるものは進めたいと思っています。もちろん完成度の差がありますので、議論をいっぱいしなければいけないものもあれば、そうではなくて、特に同時一体的な提供でルールが明確化されていないものは、割合できるものがあると考えているところです。

お聞きしたいのは、規制改革会議と別にやりたいとは思っているのですけれども、規制改革会議のほうで、例えば同時一体的提供で、ルールが明確化していない部分を明確にして通知を出すと、先ほどおっしゃっていましたが、それは大体どれぐらいのスケジュールをお考えなのですか。リミットとしては、平成30年度の上期になっていきますけれども、割と早くそれをやるような御予定はあるのでしょうか。

○八田座長 どうぞ。

○込山課長 基本的には実施計画の中に書いてあるとおりでございまして、今、お話がありました、29年度検討・結論、30年度上期中に速やかに措置というものにつきましては、例えば訪問介護、通所介護における両サービスの組み合わせの現行のルールの整理をすること、これは各市町村さんにおいて、現状どういったルールが適用されているかといったことをきちんと整理し、その中で、できる限り全国で統一できるようなルールを考えていく必要があるだろうという部分が、今、申し上げたとおりです。

また、先ほどの一番最後のページの11のbでございますが、両サービスの同時一体的な提供のあり方、いろいろな課題がございますが、その課題を踏まえた検討も、29年度に検討を開始したいと考えています。基本的には、閣議決定に示されたスケジュールに沿って、検討を行う予定でございます。

○鈴木委員 分かりました。

そうなりますと、今、東京都、豊島区で計画しているものは、平成30年度から始めたいと思っておりますので、国家戦略特区としては、もう少し早目に、規制改革会議とは別のスケジュールで、いろいろ御提案をさせていただきたいと思います。

その場合のやり方なのですけれども、最終的には通知を変えるというところで、25号とか、老計10号とか、その辺を変えるのだと思うのですが、例えば豊島区で具体的な案がいろいろ出ていまして、もちろん同時一体的な提供で、明確化できないかという案がいろいろ出ているのですけれども、厚労省にお示しいただいている安全基準とか、そういうものを満たしたものとセットで、例えばこのワーキンググループの場で御提案して、それに対して、イエス・オア・ノーというか、これは認められるのではないでしょうかという御判断をいただくというやり方はどうかと思っているのですけれども、どうですか。

○込山課長 御指摘いただいた点は、正直申し上げて、私どもとしても、若干悩ましいところであります。というのは、先ほど来、御説明申し上げているように、規制改革のほうで御指摘いただいている内容、厚労省が今後考えなければいけない内容と国家戦略特区で御提示いただくような内容は、ほぼ同じ内容になっていますので、その点について、厚労省としてのある意味のルールの見直しであったり、ルールの整理をしなければいけな

いわけなのですが、そこにスケジュール的な差異を位置付けるというか、行うことができるのかどうかというのは、率直に申し上げると、難しいところがあろうかと思います。いわゆる規制改革で示された時期とか、ある意味、全国的にも見ながら検討しなければいけないのですが、同じ内容について、それとは別のスケジュールだったり、さらには内容であったり、そういったことでの検討を厚労省として行うことができるのかというのは、非常に難しいのではないかと思っています。

○鈴木委員 特区というのは、ほぼそういうものなのですけれども、全国施策として、これからやることを検討していますというものについても、特区では、要するに全国施策ではないわけです。実証実験的に先にやつたらどうですかということは、過去にも幾らでも事例がありますので、厚労省として難しいことは、よく分かりますけれども、最終的に規制改革会議でこういう通知を出しますという前段階として、実証実験的にテストをしておく。豊島区でこれがうまくいくとか、うまくいかないということが分かっている、そこは別に分けてもいいのではないかと思います。

○八田座長 例を挙げれば、保育士の年2回の国家試験は、特区で最初にやって、それから全国版を厚労省が作ったのですが、内容は違うのです。だけれども、明らかに特区でやつたことが、実際に可能だということが分かったから、全国版でやろうということになりました。

それから、公園に保育所を作るというのも、荒川区で最初にやつたのですけれども、これも全国版にしようということになりました。

国交省関係では、例えば民泊に関して、特区民泊を先行しまして、今度、全国版ができる、かなり内容は違うのですけれども、それぞれ特区でやつた経験が、全国版をやっていこうということに、役に立っていると思います。急いでやるという意味で、1つの実験をやる、具体的なことについてまずやってみるということで、それは問題がないのではないかと思います。

○八代委員 補足しますと、規制改革会議と特区との違いは、規制改革会議は、厚労省に対して基準を示してくれということを言っているので、厚労省の審議会などで基準を検討して作られるわけです。

こちらは、逆であって、豊島区が独自にこういうビジネスモデルを作ります。それについて、厚労省の御意見を伺いたい。これは先ほども言いましたように、特区という特定の地域で、かつ豊島区という自治体が監督するわけです。事業者の好き放題にやらせるのではなくて、いわば豊島区という自治体がお墨つきをつけたような形で、1つの選択的介護のモデルを作ります。これに対して、具体的にチェックしてもらって、何か問題があれば、指摘してくださいということです。だから、厚労省としても、手間がかなり省けるわけです。自分で作って示すかわりに、豊島区が作ったものをチェックすればいいわけです。

それで先行的にやってみて、実際に豊島区で事業をやって、いろんな問題点が分かったら、全国展開するときには、それはやめましょうという、一種のリザベーションを持って

いるわけです。そういう意味で、決して矛盾するわけではないし、逆にそういう実証実験があったほうが、厚労省の全国基準を作るときの助けになるわけです。さらに言えば、厚労省が基準を作るときに、そちらでも実験みたいなことをやらなければいけないわけで、それを代行している形にもなるのではないかということです。

○八田座長 さらに補足しますと、今、豊島区が実際に面倒を見ると言われたのですけれども、特区の事業である限りは、区域会議がありまして、ここは都も入りますし、厚労省さんも入りますから、そこで見るという、ある意味でのセーフガードがあるということです。

○込山課長 先ほど鈴木先生からも御質問があったように、いわゆる東京都で考えていらっしゃるようなことについて、厚労省として判断できないか、その判断の基準をなるべく早くというお話だったと思うのですけれども、厚労省として判断させていただくメルクマールを作らなければいけないというのは、大前提だと思います。メルクマールというのが、規制改革からの宿題として作ろうとしているので、その作業をしなければならないわけなのですが、その作業とは別に、新たに厚労省としてのメルクマールを作るというのは、非常に難しいですし、それは現実的ではないと思います。なので、規制改革なりからの御宿題に対応するメルクマールを厚労省としてきちんと作って、検討させていただいて、その上で、メルクマールにのっとって、いわゆる各自治体さんでやられることについて、我々は判断する立場ではないのですが、1つの指標として、実施させていただくことはあろうかと思います。

いずれにせよ、今後、29年に検討を開始しなければいけない規制改革の文脈でのメルクマールと、厚労省としての判断基準をまた作るということは、非常に難しいのではないかということを、先ほど来、申し上げているところです。

○鈴木委員 質問の形を変えるのですが、現状の問題として、ローカルルールというか、この自治体では認めているのだけれども、ここは認めていないとか、いろいろ差があるわけです。規制改革会議としては、それははっきりしろということだと思うのですけれども、例えば現状でも各自治体からこういうことはやっていいのですかという質問というか、Q&Aみたいなことはあると思うのですが、それに対しては、通知を変えるというレベルではなくて、お答えにはなっているのですか。

○込山課長 現行出させていただいている通知の考え方などを御説明し、保険者さんでそれを参考に御判断いただくことになっています。

○鈴木委員 その場合、お墨つきというのは、いろいろ難しいのではないかと思うのですが、基本的に自治体で判断してくださいという基準は、我々としては、こういう通知の考え方はこうなのだけれども、最終判断は自治体がやってくださいということになっているのですか。

○込山課長 形としては、そういうことになろうかと思いますけれども、今、厚労省が出している考え方方が、不分明であったり、もうちょっと整理をする必要があるという御指摘

から、まさに規制改革の議論が始まっていますので、そこは分かりやすい形で、また、我々が見えていない部分があろうかと思いますので、全国で使われているルールなどを踏まえて、きちんと整理をしたいと思っています。

○八田座長 どうぞ。

○阿曾沼委員 1つ質問なのですが、介護保険ができてから、追加サービスの項目はどの程度増えているのでしょうか。それは限定限定列挙という意味なのでしょうか。追加されたものとか、削除されたものは、何かあるのでしょうか。

○込山課長 恐縮です。今、手持ちがございませんので、それは確認します。

○阿曾沼委員 よろしくお願ひします。

制度というのは、成立すると同時に固定的となり、現場や現状が常に先を行くということが常ですね。運用において現場のニーズとの齟齬も明らかになり、それを追いかけて改正をしていく、また必要なものを追加していくことが必要となります。

介護保険制度ができて、医療分野ではいわゆる混合診療が厳しく制限されていたものが、混合介護が広く可能であるという画期的な制度であったと思います。ただ、今、実態として、私も母の介護をずっとやっていましたが、現実的にはやって欲しいサービスを要求することを躊躇しなくてはならない事もありました。受益者もやって欲しい、事業者もやってあげたい、しかし出来ないという矛盾を感じながら、サービスを受けている、サービスを提供している実態があるのではないでしょうか。

その中で、今、おっしゃったような、不明朗な形で料金を徴収するおそれが当然あるわけですが、現実には利用者のニーズに応えるために、脱法にならないように、そして利用者に不利とならない様に苦労しているという実態もあると承知しています。

今、豊島区が実施したいとお考えのものも、事業者がやりたいということも、いいかげんなものでは決してなく、実態に合わせた通知なり、定義をしてもらいたいということだと思います。いわゆる限定列挙の幅を広げるとか、事業者が提供可能なサービスで、両者の契約においてできることの枠を広げる、そのかわり、報告義務を課して透明性を確保していくというものだと理解しています。不明朗な形での料金の徴収のおそれをなくし、事実上の保険外負担を少なくして、保険給付の範囲を超えたサービスが保険請求されるおそれを少なくしていく、最善の方策だと思います。新たな実態に即したルールを作る良いチャンスだと思います。

しかし一方で、拙速なスピードでの実施は慎重であるべきだとも思います。医療とか、介護では慎重に手順を踏んすべきですね。実証実験をしながら、制度全体を見直していく事が重要なと思います。

検討会などで議論したり意見を聞いただけで、利用者にとって実益の上がるサービスは、やはりできないのではないかでしょうか。実証実験的にトライアルをしながら、トライ・アンド・エラーをしながらやっていくことが必要だと思います。制度改革の為の調査分析として厚生科研なども増えてきていると思いますが、実証実験を行い、その中身を透明化して

議論と実証実験の両輪があることが、良い意味でのスピード感が出てくるのではないでしょか。

○込山課長 御指摘いただいたところでございますけれども、今後、分かりづらくなっているルールをきちんと整理をしなければいけないというのは、我々がやらなければいけない作業です。また、ルールの内容も、事業者さんや利用者さんに対して、非常に大きな影響を及ぼすものですので、これはきちんと考え方ななければいけません。なので、特区さんと規制改革とそれぞれございますけれども、まさに規制改革での検討のスケジュールもございますので、そこはきちんと検討していく必要があろうかと思います。その作業はしたいと考えています。

○阿曾沼委員 全国展開というのは、各地域の状況や環境を勘案して均てん化していくかなければなりません。そうなるとサービスレベルが、標準偏差的になっていく、一方では中途半端なものとなってしまう事にもなるかもしれません。30年の通知で全国均てん化するための議論をどんどんしていただければいいと思いますが、一歩先に行く様な実証実験をしその結果を示すことが、次の改定に活用できると思います。

○込山課長 実証実験用のメルクマールを作ったらどうかというお話だと思うのですけれども、29年度検討開始、30年なりという、ほぼ同じような時期に、厚労省が判断して作り上げるメルクマールについて、片方は全国共通で使えるようなもの、片方はとがったようなものという形で、別途のメルクマールを両者で作り上げるというのは、先ほど来、申し上げているように、非常に難しいと思いますし、そこは事業者さんなり、利用者さんに誤解を与えないような形で、ルールは整理をしたいと思っています。

○阿曾沼委員 混合介護を了解したときのメルクマールというのは、何だったのですか。

○込山課長 先ほど御説明申し上げたように、1ページにございますけれども、保険サービスと保険外サービスが明確に区分されていること、それを担保した上で、利用者さんはそれぞれのニーズがございますから、保険サービスにとどまらず、さらに上乗せというか、別個のサービスとして、保険外サービスを混入されるということは、制度当初から当然認めていることです。

○阿曾沼委員 明確な基準は、何なのだったのでしょうか。

○込山課長 明確に区分されているということです。

○阿曾沼委員 明確な区分のメルクマールは何なのだったかを教えて欲しいのですが。

○込山課長 それは先ほども御説明したように、資料でいいますと、例えば2ページ目だと思いますけれども、こういった形で、併用を認めているサービスの例、保険サービスとの関係がなく、保険サービスと明確に区分されるようなものであります。

○阿曾沼委員 具体的な事例の議論がどれだけあったのかということを教えて欲しいと思ったのです。

○込山課長 それは先ほど申し上げたように、具体的な事例として、2ページに書いてございますように、配食であったり、利用者以外の方に対する家事であったり、それを明確

に区分する形でサービスを提供するのであれば、それは制度当初から認めているものになります。

○阿曾沼委員 これはなぜだめだったのですか。どうしてこれをだめだと判断したのでしょうか。

○込山課長 だめではなくて、いいと言っているのです。明確に区分されているサービスについては、いいと言っています。

○阿曾沼委員 お聞きしたかったのは、利用者以外の家事が、だめだと言った前提と、その心は何だったのかなということです。

○込山課長 失礼ながら、規制改革会議でもいろいろ御議論いただいたところでございますけれども、同じ利用者の方に対して、例えば介護保険としての生活援助サービスが提供されるということ、それに対して、また別の形で、今度、家事サービスが保険外として提供されるということ、そこが混然一体となった場合、果たしてそのサービスは、どこまでが介護保険の給付であって、どこからが自費の部分になるのかという区別が、明確につけることができないのです。

○阿曾沼委員 前提条件をつけて明確にすればいいのではないですか。例えば老老介護で、具体的に言えば、84歳の方の介護を80歳の方がやっておられるなどの事例は今後益々増えていく訳です。例えば75歳以上の老老介護の場合は、これを認める、その場合は幾らですというルールを決めればいいのではないですか。それが明確化なのではないでしょうか。

○込山課長 全くおっしゃるとおりで、今、全国の市町村さんなりが持っていらっしゃるルールなりを整理して、一定の統一的なルールなりを厚労省から示すことができないかという作業を、まさにこれからやらせていただこう。それは冒頭から御説明しているとおりでございます。

○八田座長 分かりますけれども、先ほど阿曾沼先生がおっしゃったように、特区の改革と規制改革の改革は競合的なものではなくて、非常に補完的なものであり得るのではないか。ここで先行して実験してみたらどうか。そのまま全国区のものにするのか、全国では控えるべきだという判断は、あるかもしれないけれども、とにかくやってみてはどうでしょうか。何でもかんでもやってみるのは大変ですけれども、今、豊島区のように、非常に熱心にやろうとしているところがあるのだから、そこでまずやってみてはどうでしょうかというのが、基本的な我々の考えなのです。先ほどもおっしゃいましたように、ほかの事例でも、特区のほうが先行したものは、幾らでもありますから、そういうことで、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○込山課長 恐縮です。同じことの繰り返しながらですが、29年に検討を開始、30年という同様のスケジュールの中で、厚労省からこれからルールを整理して、考えなければいけないのですが、ルールAとルールBをそれぞれ考えることは、市町村さんなり、事業者さんにとっても、ある意味、混乱を招くことであると思います。

○八田座長 補完的なのです。こちらでやったことが、そちらに利用できるわけです。

○込山課長 今後のルールを検討する中で、いろいろな御指摘であったり、市町村の実態であったり、そういうものは、我々の視野を狭くしないで、もっといろんな考え方があるという、材料を豊富に取り寄せて、今後、ルールを考えていきましょうということはあろうかと思いますが、ルールA、ルールB、それを作っていくというのは、生産的ではないと思います。

○八田座長 それは先生がおっしゃったように、実際にやってみないと、分からぬのではないかと思います。

○阿曾沼委員 明確な基準を作つておく。例えばこれは今できないのだけれども、この部分については、実証実験でトライアルしてみましょうということです。

○込山課長 それはまさにこれからやろうとしているところでございます。そこはぜひお知恵等を頂戴したいと思いますが、やろうとしているところでございます。

○阿曾沼委員 実態に即した新たな提案をし、実施したいという人たちとの議論が、実態に近いルールづくりになると思います。その意味で特区での実証実験が必要だと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

○八田座長 どうぞ。

○鈴木委員 規制改革会議の議論を急ぐという手もあります。大田議長は、ここまで待ちますと言っているわけではなくて、できることは先んじてやると言っていますので、特区というのは、どうしてもスピード勝負のところですので、スピード感が非常に求められるので、特区のスピード感に規制改革会議の回答を合わせるというのも、1つの手だと思います。

それから、基準を早目に決めていただくのが一番だと思うのですけれども、決めなくとも、例えば国家戦略特区で、豊島区から具体的に挙がってきた案で、これは脱法なのかどうなのか。もう一つは、違法な算定なのか、不正な算定なのかどうかという、2つの基準に対して、答えることについては、今まででもQ&Aとか、問い合わせがあれば、やっていることだと思いますので、そこは柔軟に考えていただけないか。メルクマールは後に作るとしても、豊島区でやろうとしていることについて、これは脱法がどうか、不正な算定かどうかというぐらいの基準を示していただくことは、できないかと考えます。

○込山課長 最後に恐縮です。規制改革のスケジュールというのは、多方面とも調整しなければいけない話なので、この場で軽々には申し上げられません。そこはいろいろ検討しなければいけないことが多いと思います。

今、おっしゃっていただいたように、厚労省として、個々の事例に対して、判断をどうするのかという話なのですが、今の段階で御判断できる根拠と、再三申し上げているように、今後、ルールを再整理した後に判断できることは、ステージがかなり変わっていると思います。そうしますと、今後1年かけて頑張りますと言っている中で、現段階で御判断をしたことが、東京都さんなり、豊島区さんに御迷惑をかけるようなことにならないかどうかという部分、むしろルールを再整理した段階で、御判断させていただくというのは、

かなりステージが違うと思います。そこは一番効率的な形に整理するのがよろしいかと思いますが、作るべきルールは、二元的、三元的にあるのではなくて、ある程度統一的なものがあるほうがよろしいかと思いますし、ただ、その検討に至っての材料として、我々も視野を広くして、検討していく必要があろうかと、現段階では思っているところでございます。

○八田座長 どうぞ。

○八代委員 ちょっと戻りますが、今でも各自治体からこういうことをやっていいかどうかの問い合わせはある。それに対して、先ほどのお答えは、厚労省としての考え方を示して、自治体にもう一回投げ返す。自治体がそれに基づいて最終的に判断するというところまでは、先ほど御説明されたわけですが、最終的に自治体が判断したことが、厚労省としてまずいといったときは、再度、何か言われるわけですね。

○込山課長 厚労省で個々の事例について、逐一対応しているということではないのですけれども、基本的にはお示ししている通知の考え方、例えば明確に区分されているかどうかという、厚労省の考え方をお示しして、それを踏まえての市町村の御判断ということになっています。

これは仮定の話ですけれども、通知の考え方違反するようなことがあれば、申し上げることはあろうかと思いますが、個々に一つ一つ厚労省として対応するとか、そういうことをやっているわけではございません。

○八代委員 自治体が最終的に判断したことについて、そちらから何も言われなかったら、暗黙の了解があったと自治体は考えて、そのまま事業を続けてもいいわけですね。

○込山課長 全国の1,500の市町村がどういうふうに運用しているかということ、ましてや個々の事例について、私どもが網羅しているわけではございません。それに対して、厚労省から何のコメントもなかったので、どうだということは言えないと思いますけれども、考え方としては、基本的な考え方をお示ししています。市町村さんも、それに対して、あえて反することをされているわけではないと思います。

○八代委員 もう一つなのですが、先ほどの今後の検討についてというところで、5つのポツがあるわけですが、ここで大事なことが抜けているのではないか。利用者負担が不当に拡大するおそれはないかというところの5つです。つまり明確に区分することのコストというのが、ここには全く入っていないわけです。だから、明確に区分すればいいということなのですが、そのために、実は大きなコストがかかっている。要するに1回家の外に出て、また帰ってこいとか、服を着がえろとか、そういうことに対しても検討していただいて、だから、簡易なやり方で、明確に区分できる方法があれば、それを事業者と豊島区が共同で作ってみる。それをチェックしていただくという可能性も、ぜひ御検討いただければということです。

○込山課長 そこは御指摘のとおりでございまして、ここに書いていないかどうかは別にいたしまして、考え方としましては、全国で市町村さんが運用されているルールができる

限り把握させていただいて、今、先生が御指摘になったことが、1つの例かもしれません
が、そういういた不合理なコストのような部分につきましても、きちんと分析をして、検討
していきたいと思っております。

○阿曾沼委員 最後に一言、厚労省さんは豊島区を、豊島区さんは厚労省を、お互いが信
頼をして、両者でいいルールやサービスを作るという観点の中で、お互いに議論を深めて
いくことが一番重要だと思います。門戸を閉ざさずに、やりたいという意欲のある自治体
があつて、事業者がいる場合は、よく中身を聞いていただきて、まずはその議論をスター
トするところから始めていただくことは必要ではないかと思います。

○八田座長 新しい通知が出るまで、待てというわけではないということですね。合理的
に、今の範囲内ができると自治体が判断したら、それはやりなさいということですね。

○込山課長 あくまでも、現在、私どもが示させていただいている通知の考え方なりに即
して、実施していただくという範囲内であれば、我々として、それを問題にすることはな
いと思います。

○八田座長 全国は数が多いので、いちいち答えられないとおっしゃられるけれども、具
体的に提案が特区で出てきたときに、これならいいでしょうというのは、今の段階で、新
しい通知の前に、言ってもいいのではないかですか。

○込山課長 先ほど申し上げたように、ルールの再整理をしていく中で、いろいろとござ
います。

○八田座長 その前の段階です。

○込山課長 今の段階での我々の判断と、ルールなりを再整理させていただいた、簡単に
言えば、ルールを見直した後の段階での我々の判断というのは、異なることも当然あり得
ます。

○八田座長 今の段階でオーケーだったら、大丈夫でしょう。今の段階でオーケーと言つ
て、後でだめになることはないでしょう。それはなるべく前向きに考えて、そういう実験
をやること自体も、厚労省の役に立つのだから、今の判断でいいなら、それはオーケーだ
ということをおっしゃったらしいのではないですか。

○込山課長 現在、お示しさせていただいている考え方の中で、考えの範囲内で、可能な
のかどうかということになろうかと思います。

○八田座長 それを先ほどの問い合わせに対して答えるという形でやっていただければ、
この具体例について、随分進むのではないかと思います。

時間がなくなりましたので、これは引き続き検討させていただきたいと思います。よろ
しくお願ひいたします。

○込山課長 よろしくお願ひいたします。

○八代委員 どうもありがとうございました。